

西東京市第4次男女平等参画推進計画等の実績評価（令和4年度）の進め方について

西東京市では、「一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を發揮できる社会をめざす」という基本理念のもと、男女平等参画社会の実現に向けて、第4次男女平等参画推進計画・第2次配偶者暴力対策基本計画・女性の職業生活における活躍推進計画を平成31年3月に策定し、施策を推進している。

評価は、施策の着実な推進を目指し、毎年度実施する。

<評価項目>

男女平等参画推進委員会では、担当課の評価をもとに、施策ごとの評価（施策評価）、重点課題ごとの評価、報告書の講評（これからの課題）を行う。

<評価上の着眼点>

評価に当たっては、下記の評価上の着眼点を踏まえて評価を行う。

- 1 「男性は」「女性は」こうあるべき、といった「固定的性別役割分担意識」にとらわれないよう配慮しているか。
- 2 性別等による差別や人権侵害に配慮しているか。
- 3 男女いずれかに偏った表現や、性別によってイメージを固定化した表現になっていないか。
- 4 機会均等における男女間の格差を改善するため、必要な範囲で男女いずれか一方に対して、積極的に機会提供を図っているか。
- 5 事業の企画立案や実施にあたって、女性・男性双方の意見が反映されるよう、配慮しているか。
- 6 前年度の取り組みに課題があった場合、委員会の評価を踏まえ取り組みの改善・工夫を行ったか。
- 7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・男女共同参画社会基本法を踏まえ、西東京市第4次男女平等参画推進計画に沿った取り組みを行っているか。

<評価の進め方（予定）>

- ・ 4月25日：グループ分け、グループ内作業分担決め
- ・ 6月27日：男女平等参画推進委員会事業実績評価確認（事業評価）
- ・ 7月25日：男女平等参画推進委員会事業実績評価確認（事業評価、重点課題別評価）
- ・ 8月22日：男女平等参画推進委員会事業実績評価確認（重点課題別評価、総評（これからの課題））

<グループ割(案)>

- **Aグループ**基本目標Ⅰ『人権の尊重』(中村委員、安田委員、山辺委員、篠宮委員、鈴木委員、堀内委員)：重点課題別評価Ⅰ-1、Ⅰ-3
- **Bグループ**基本目標Ⅱ『地域における』・基本目標Ⅳ『推進体制』(小澤委員長、笹川副委員、山田委員、五十嵐委員)：重点課題別評価Ⅱ-1、Ⅳ-1
- **Cグループ**基本目標Ⅲ『WLB』(横森委員、井上委員、平委員、高岡委員、星委員)：重点課題別評価Ⅲ-1

(参考：昨年度)

<評価の分担>

◆施策評価の分担

Aグループ 安田副委員長：Ⅰ-1(1)～(2)(No.1～11)、山辺委員：Ⅰ-1(3)、Ⅰ-2(1)～(2)(No.12～26)、堀内委員：Ⅰ-2(3)、Ⅰ-3(1)(No.27～36)、中村委員：Ⅰ-3(2)～(3)(No.37～51)、篠宮委員Ⅰ-3(4)～(5)(No.52～66)、鈴木委員：Ⅰ-4(1)～Ⅰ-5(2)(No.67～82)

Bグループ 喜多野委員：Ⅱ-1(1)～(2)(No.83～110)、山田委員：Ⅱ-2(1)～Ⅱ-3(2)(No.111～126)、小澤委員長：Ⅳ-1(1)～(5)(No.191～205)、笹川委員：Ⅳ-1(6)～Ⅳ-3(1)(No.206～215)

Cグループ 平委員：Ⅲ-1(1)～(2)(No.127～134)、横森委員：Ⅲ-2(1)～Ⅲ-3(1)(No.135～149)、荻草委員：Ⅲ-3(2)～Ⅲ-4(1)(No.150～165)、小松委員：Ⅲ-4(2)～(3)(No.166～181)、井上委員：Ⅲ-5(1)～Ⅲ-5(2)(No.182～190)

◆重点課題別評価

Ⅰ-1：安田副委員長、Ⅰ-3：中村委員、Ⅱ-1：山田委員、Ⅲ-1：平委員、Ⅳ-1：小澤委員長